

地域密着型通所介護に係る基準の制定について

1 制度概要

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号。以下「医療介護総合確保推進法」という。）の一部施行に伴い、及び関係法令が改正され、通所介護のうち利用定員が 19 人未満の小規模な通所介護については、平成 28 年 4 月 1 日から地域密着型サービスに移行した。そのため、区において地域密着型通所介護（指定療養通所介護を含む。）の人員、設備及び運営等の基準（指定基準）を定める。

改正前	改正後
通所介護	通所介護（定員 19 人以上）
	地域密着型通所介護（定員 19 人未満）

2 地域密着型通所介護の基準

主な基準の種別	定める事項	類型
①人員に関する基準	事業所の従業員及び管理者	従うべき基準
②設備に関する基準	設備及び備品等	参酌すべき基準
③運営に関する基準	内容及び手続の説明及び同意 提供拒否の禁止 秘密保持等 事故発生時の対応	従うべき基準
	基本取扱方針 運営規程 記録の整備 非常災害対策 等	参酌すべき基準

3 基準設定の考え方

(1) 全般

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号。以下「省令」という。）において、「従うべき基準」とされている基準については、省令と同一の基準を定める。

また、省令において「参酌すべき基準」とされている基準については、従前の通所介護事業の運用基準を勘案し、地域密着型サービスへの円滑な移行を図る必要があるため、省令と同一の基準を定める。

(2) 区独自基準

省令において定められた基準以外の事項について、区が独自に設ける基準として、他の地域密着型サービスと同様に、2③の運営に関する基準のうち、非常災害対策に関して施設内の震災対策及び備蓄等整備に係る規定を追加する。

4 改正が必要な条例

文京区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例（平成 25 年 3 月文京区条例第 9 号）

5 実施年月日等

(1) 実施年月日

平成 29 年 3 月 31 日

(2) 区独自基準の適用

区独自基準については、地域密着型通所介護に係る基準の実施日以後に区が指定する事業所に対して適用し、実施日前に地域密着型通所介護事業所に移行した事業所に対しては、当該事業所が指定の更新をするまでの間は、適用しない。

6 今後のスケジュール

平成 28 年 1 1 月	区議会定例議会に報告
1 2 月 1 2 日	パブリックコメント受付開始
1 2 月下旬	地域包括ケア推進委員会報告
平成 29 年 1 月 1 1 日	パブリックコメント受付終了
2 月	区議会定例議会に条例改正提案
3 月	改正条例施行